

介護の魅力発信事業に係るさがケアの特集記事作成及び

会員向けメール作成業務委託仕様書

1 委託業務名

介護の魅力発信事業に係るさがケアの特集記事作成及び会員向けメール作成業務委託

2 目的

本業務では、介護の仕事の魅力・やりがいに対する理解・興味関心を促進するとともに、県内の介護事業所で働く方たちの仕事に対するモチベーションアップや、介護分野での就職者を増加させることを目的とし、令和4年度に開設した「さがケア」サイトのコンテンツの充実を行う。

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月10日までとする。

4 委託業務内容

(1) 内容

① 「さがケア」における特集・特設ページの作成

「さがケア」(URL:<https://saganokaigo.jp>) の魅力を高め、閲覧回数が増えるような特集・特設ページの作成を行う。

作成に当たっては、外国人材、福祉系高校等、処遇改善、職場環境の改善、介護人材等の取組について、県と協議の上テーマを選定し、テーマに沿って取材を行う。記事は、3,000～5,000 文字程度の取材写真付きのものを計5本作成し、PDF ファイル及び WORD (又はテキスト) ファイルを県に提出する。12 月末までに少なくとも2本の記事を作成、提出すること。

なお、昨年度までに「さがケア」に掲載した特集記事「special 特集」の継続的な位置付けとして作成し、内容について県との打合せ及び確認を受けること。

② 「さがケア」会員登録者へのメール作成

「さがケア」会員登録者に対し、県が指定するテーマに沿って、8本(月2本程度)のメール文書を作成し、WORD (またはテキスト) ファイルを県に提出すること。メール1本当たりの文字数は400～800字程度とし、作成するテーマについては別途指示する。

(2) 成果報告

委託業務の成果品として、次のものを佐賀県に提出する。

- ・業務委託完了報告書
- ・記事の作成に係る取材時の写真データ

- ・その他委託業務の実施を証明するために必要な資料

(3) その他留意点

ア 記事の作成に当たり、取材先への日程調整、原稿確認、写真等の掲載の了承・確認等については、委託先が行うものとする。ただし、事前に県と十分協議すること。

イ 他社の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵害などの問題が生じることがないように受注者において必要な手続きを取ることを。

5 その他

- (1) 業務遂行に当たっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。打ち合わせを行った際は、議事録を県に提出すること。
- (2) 事業の運営に必要な適切な人員配置を行うこと。
- (3) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかなを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (4) 本事業において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (5) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (6) 本業務の実施に当たっては県と十分に協議し、県の了承を得ること。
- (7) 仕様書について、疑義が生じた場合については、県と受託者が協議して定めるものとする。

6 契約方法 条件付き一般競争入札